

告 示

埼玉県告示第八百号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

増尾 昌宏	清水 美幸	和田 彩子	小野 千尋	野原 広明	田中 純子	前島 静頭	医師の氏名
呼吸器機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	じん臓機能障害	肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	指定障害区分
医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人社団武蔵野会 T M G あさか医療センター	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	医療法人三和会東鷺宮病院	社会医療法人刀仁会坂戸中央病院	医療法人社団武蔵野会 T M G サテライトクリニック朝霞台	医療法人顕正会蓮田病院	医療機関の名称
春日部市谷原新田千二百	一 朝霞市溝沼千三百四十一	蓮田市黒浜四千百四十七	久喜市桜田二一六―五	坂戸市南町三十一―八	十一 朝霞市西弁財一―八―二	一 蓮田市根金千六百六十二	医療機関の所在地
令和三年三月三十一日	令和三年三月三十一日	令和三年二月二十八日	令和三年一月四日	令和二年十一月一日	令和二年十月一日	令和二年九月二十九日	辞退年月日

雨池 典子	河 喜鉄	山田 健嗣	中安 弘毅	笠倉 至言
心臓機能障害	害 ぼうこう又は直腸機能障	肢体不自由	視覚障害	肢体不自由
小川赤十字病院	合病院 医療法人財団明理会イムス富士見総	医療法人秀和会秀和総合病院	東松山市立市民病院	埼玉医科大学国際医療センター
比企郡小川町小川千五百 二十五	七十一 富士見市鶴馬千九百六十	春日部市谷原新田千二百	東松山市大字松山二千三 百九十二	日高市山根千三百九十七 一
令和三年五月八日	令和三年五月一日	令和三年四月一日	令和三年三月三十一日	令和三年三月三十一日